

別紙2

米子市ビジネス人材移住支援金に係る個人情報の取扱い

鳥取県及び米子市は、鳥取県が定めるとっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年8月5日付け第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長・鳥取県商工労働部長通知）に基づき米子市が実施する米子市ビジネス人材移住支援金の交付の手続きに際して得た個人情報について、鳥取県及び米子市がそれぞれ定める個人情報の保護に関する条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、鳥取県及び米子市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金支給事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。